

リスクアセスメントの入り口

(株)セーフティアドバンス
代表取締役社長 宮路 勝

最近、リスクアセスメントに関する多種多様な書籍が多く出版されていますが、その内容は玉石混交状態でリスクアセスメントに似た次のような手法を紹介し、これがリスクアセスメントだと教えているものもあります。

例えば、危険予知訓練（KYT）と同じように、危険と思われる作業の「ある瞬間を捉えて」絵を描き、「どんな危険が潜んでいるか」を問い、気付いたモノを「危険性等の特定」と位置付けて「重篤度」「発生の可能性」に点数を付けて、対策の優先順位を決めるというものです。

また、リスクアセスメントを紹介しているリーフレット等には、リスクアセスメントとは「職場にある様々な危険の芽（リスク）を見つけ出し、それによって発生することが予測される労働災害の重大さからリスクの大きさを見積り、大きいものから順に対策を講じていく手法」と説明したものもあります。

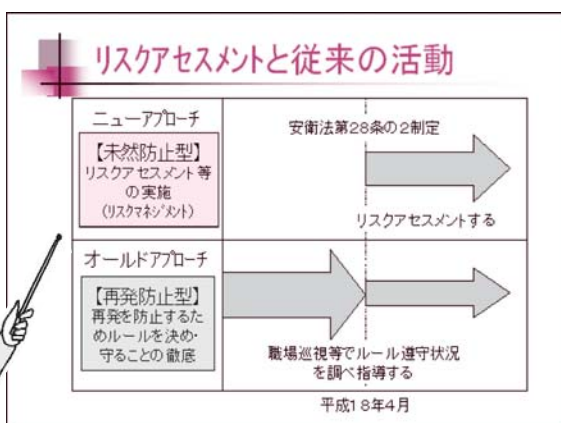
そもそも、安衛法第28条の2による事業者に対するリスクアセスメント実施の努力義務化は、どのような目的で制定されたのでしょうか。

従来の「再発防止型主流の安全管理」から「未然防止型主流の安全管理」

へ、アプローチ方法を変換するのが目的と理解出来ないでしょうか。

ここでいう「再発防止型主流の安全管理」とは、

ルールを遵守して、現在の安全成績や安全文化を作り上げてきた従来の安全管理へのアプローチ法のことです。



発生した事故等の要因を分析し結果を基に再発防止を図るため、国は法制化をどんどん進め、会社でもルールを決め、その

リスクII危険の芽」と解釈したのでは正確にリスクを説明できません。ILO等のグローバルスタンダードではリスク

言い換えると、過去の経験に基づいてルールを決め・守る事をベースにしたアプローチといえます。

一方「未然防止型主流の安全管理」は、安全管理をリスクマネジメントすることを意味します。リスク（Risk）と同意語と思われる日本語の単語は日本語の単語は見たりありません。前述の危険の芽（リスク）を「リ

の定義を「危害の大きさとその危害の発生確率の組合せ」と定めています。

「リスクII危険の芽」と解釈すると、従来の安全パトロールも「危険の芽」を探してケガをする前に指摘して未然に防止しようとしているのだから指摘事項に対して、「危害の大きさ」や「発生の可能性」に点数を付ければリスクアセスメントだ？ と教える書籍が誕生したのでしょうか。また、ILO等で用いられている単語の「ハザード」を労働安全衛生法等では従来使用していた表現の中から選んで「危険性又は有害性」と翻訳したことも私達の混乱を増幅させた一因かもしれません。リスクアセスメントは、「ハザード毎に」「そのハザードが持つリスクを定められた手順に従って調査する」事を指します。そこで「ハザード」の理解が重要になります。

「ハザード」を、JISでは「危険源」と翻訳し、労働災害の根源になる可能性のあるモノを表現する努力をしています。災害はこの「危険源」がなければ発生しません。また、「危険源」だけで災害は成立しません。必ず、被災する人が危険源の近くにいることも必要です。危険源（ケガの根源）の存在から危害（ケガ）の発生までのシナリオ（事象連鎖の過程）を調べ、そのリスクを見積り、評価することがリスクアセスメントです。

「ハザード」は、（危険の芽）というより、一見ただけでは見えない「危険の種」で、危害をもたらす芽が出る前に措置する必要があります。以上のことから「危険源がはつきりしていない調査は、リスクアセスメントではない！」と言えます。

従来の問題点を見つけ

それを改善するスタイルの管理でなく、今は問題が発生してはいないが、将来発生することが予測される好ましくない事象の連鎖（リスク）を調査し、その結果に基づいて、それぞれの事業場に対応できる最良の措置を事前に行う（未然防止型）のリスクマネジメントを行う企業体質づくりに取組みませんか。

この仕事への取組みは、品質問題をはじめ会社を取り巻く様々なリスクを調査し、そのリスクの存在を社内でも共有して、リスクが顕在化することを中心とした意識の醸成につながるものと確信します。

（労働安全コンサルタント）

宮路先生が相談に応じる「リスクアセスメント導入・定着相談室」は、次回1月14日を予定しています。詳しくは、当協会企画課まで。

名北労働基準協会新会員紹介

（カッコ内は代表者）

▽名古屋第一支部Ⅱ名古屋市中区の事業場

▽（株）T&Tアド名古屋支社（下平卓穂）

▽名古屋第二支部Ⅱ名古屋市中区、北区、守山区の事業場

▽（有）ショウエイ企画（柳田睦）

▽（管外）マスタ設備（増田昌浩）

▽大友興業（大友信宏）
▽森保温工業（森研二）
（敬称略）

新会員のみなさま

この度は当協会にご加入頂きありがとうございます。

私も基準協会では、労務・安全衛生関係の講習会や相談業務を行っています。この12月からは

詳しくは、企業の労働110番（☎052-961-7110）までお問い合わせ下さい。

会員相互の交流を深め、新春を寿ぐ懇談会です。ぜひご参加ください。

名北新春懇談会のご案内



日時 1月27日（木）

●特別講演

午後4時～午後5時10分
「2011年の経済展望」

●新春懇談会

午後5時30分～

会場 メルパルク名古屋（名古屋市中区葵3-16-16）

講師 前田純一氏
（日本銀行名古屋支店長）

会費 1名5,000円（消費税含む）

お申し込み・問い合わせ先

当協会総務企画課

☎052-961-3655